

II 自由研究

戦後の学校建築史（その1）

— 学校施設理論の蓄積と実際に関する若干の考察 —

帝京大学 堀井啓幸

序 本稿の意図と課題

教育基本法第10条第2項に教育における条件整備のあり方が規定されて、学校経営の分野では、「外的、内的事項と峻別する国民教育論的経営論成立の素地⁽¹⁾」が作られたといわれるが、はたして「教育を受ける権利を保障していくべき条件とは何か」、「その場合、保障されるべき教育を受ける権利とは何か」という教育条件整備の問題の核となる部分については論議がなおざりにされてきた感がある。「子どもの成長・発達とかかわるあらゆる領域の教育問題に対して誰がどこで何を決定する（基準 etc）のか」ということを総合的に考察していくことが（現代の）教育条件整備研究に要請されている課題⁽²⁾とされている。

学校における施設・設備の条件整備は、教育の物的条件として、人的条件同様教育を成りたさせるための重要な手段である。なかでも校舎等の施設整備は、学校の適正規模、通学区の問題、安全確保等の問題と同じく、教育内容を含めた学校経営のあり方にも影響を与える重要な条件である⁽³⁾。

子どもの教育権を保証する学校施設を作るためには、施設を使用する子ども、教師（あるいは管理する校長、教師）、建てる側の建築関係者、管理する教育委員会、あるいは地域住民等の協力がなければならない。しかしながら、現状においては、従来の画一的な学校施設の場合はもちろんのこと、オープン建築等の画一型を脱した新しい建築様式の学校であっても、学校側からの要望によるものはほとんどなく「行政・建築主導型が大半をしめている」現状であるといわれる⁽⁴⁾。これは、ひとつには、従来多額の費用を要する学校施設が、たとえ市町村立の小中学校であっても、国、都道府県の補助及びそれに伴う行政指導に多くよっていたことによる。また、もうひとつの理由には、地方公共団体の設置する学校施設を、教育財産（地方自治法にいう公有財産、そのうちの行政財産）として取得するまでの準備行為へ参画するのに、校長（及び学校関係者）は法的権限を付与されていないために、このプロセスに使い手として、また教育の見通しという見地から如何に積極的に参加できるかという問題⁽⁵⁾がある。これらの状況は、量的整備に重点が置かれていた時代の遺物ともとれるが、従来の学校施設の量的整備に重点が置かれた状況から、質的整備の充実に重点が移行しつつある現在、学校の現場側（使い手側）の要求を如何に把握し、それを学校を使う側、建てる側、管理する側の三者の協力によって学校施設に具象化していくかという課題の認識こそ重要である。

本稿では、質的整備充実の時代において求められる（学校経営における物的条件として、条件整備プロセスの問題も含めて）学校施設のあり方を考察するための基礎的研究として、マクロ的レベルで、戦後の建築分野における学校施設研究の変遷に焦点をあてながら、学校建築計画学の動向を明らかにすること及び建築計画学研究のひとつの所産である革新的な学校施設が、教育活動に与えたインパクトについて若干の考察を試みる。まず、Ⅰでは、戦後の学校施設整備行政の変遷を中心に、現代学校施設研究のための歴史的背景を大まかにとらえ、次にⅡでは、戦後における学校施設に関する建築計画学の変遷を扱うことにより、現在までの学校施設理論の蓄積状況を明らかにする。そして、まとめにかえてⅢでは、戦後、革新的な施設として作られた小学校とオープンプランスクールとして作られた小学校の実例より、学校施設の教育活動に与えたインパクトについて若干の考察を試みる。

別稿において、戦後における校長の物的管理という側面から、条件整備プロセスの問題も含めた学校経営における物的条件としての学校施設のあり方について、考察する予定である。

I 戦後の学校建築史概観

1 学校施設整備行政の変遷及び建築界の動向

戦後の学校建築史（実際どのような学校が多く建てられたかという側面において）を概観すると、国の指導、補助金（負担金）の影響が大きかったことが理解できる。そこで、まず戦後の、国庫補助による公立学校施設整備の歴史を事項別に整理してみよう（Ⅰ-1-a表）。Ⅰ-1-a表には、建築計画学の研究及びその成果のひとつとして実際に建てられた学校（小学校）等の建築界のエポック的動向と、公立学校施設整備事項に関連すると思われるその他の事項を付加した。

Ⅰ-1-a表 学校施設整備行政の変遷及び建築界の動向⁽⁷⁾

年	関係法令及び重要事項	公立学校施設整備事項	建築界の動向
昭和 20(年)			
21		国土計画における学校配分基本要綱 学校配分計画要綱 戦災学校建築物復興方針 戦災都市、都市復興における校地選 定標準等 ※下半期より経済安定本部所管の公 共事業として戦災復旧事業始まる	
22	教育基本法 学校教育法	6.3 予算として新制中学分 7 億円計 上される	JES 1301 小学校建物 (木造)
23		モデルスクール校指定	

年	関係法令及び重要事項	公立学校施設整備事項	建築界の動向
昭和(年) 24		ドッジ施風(6.3制予算全面削除、ただし補正予算として15億円、翌年度分45億円、18ヶ月予算として計上) 公立学校施設の初の実態調査 「学校施設の確保に関する政令」	JES 1302 木造小学校建物 JES 1303 木造中学校建物 鉄筋コンクリート造学校建築物 標準設計に関する委員会設置 ・成蹊小(吉武研究室による非片廊下型教室)
25	建築基準法(特殊建築物としての学校の規定)	優良施設校の指定	鉄筋コンクリート造校舎の標準設計 ・新宿西戸山小(標準設計建築A型モデル第1号)
26	産業教育振興法		仲威雄 イギリス学校建築様式紹介(イギリスの学校建築がソフトハード面で注目されるきっかけ) ⁽⁶⁾
27			吉武泰水「計画の研究について」(日本建築学会関東支部研究発表)
28	西日本水害 町村合併法	「危険校舎改築促進臨時措置法」(義務制学校の危険校舎改築費の補助金交付) 「公立学校施設費国庫負担法」 「昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による公立文教施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法」 施設台帳整備される	
29	へき地教育振興法	「公立学校建物の耐力度調査要項」 「公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律」(面積基準の引き上げ)	鉄骨校舎小委員会設置
30		「公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法」 高等学校危険校舎の改築について補助金が認められる	・目黒宮前小(鉄骨造校舎の試作第一号)
31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	公立小中学校の統合施設整備に対し補助始まる	
32			・大阪府千里ニュータウン計画

年	関係法令及び重要事項	公立学校施設整備事項	建築界の動向
昭和(年) 33	「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」	「義務教育諸学校施設費国庫負担法」 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」 「公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法」	JIS A3301 木造学校建物 (構造上の細部設計だけを示す)
34	伊勢湾台風		
35	小学校学級定員 58 人→ 56 人に		
36	災害対策基本法 第二室戸台風		
37	「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」 小学校学級定員 56→54 人に 中学校学級定員 54→52 人に	(上位復旧可能になる)	JIS A3301 鉄骨造校舎の構造設計標準(自由度の高い標準化, 非片廊下型の追求)
38	小中学校学級定員 45 人に		
39	新潟地震	「義務教育諸学校施設費国庫負担法改正」 (工事費の算定方法を学級あたりの面積に改め, 補助基準の引き上げをはかる)	長倉康彦「公立小中学校の設計計画に関する研究」
43	十勝沖地震		
44			・館山北条小(ワークスペース etc)
46			社団法人教育施設開発機構発足(現文教施設協会)
47			・私立沼津加藤学園初等学校(日本最初のオープンスクール)
50		学校施設設計指針改正 (初めて特殊教育諸学校についての留意事項記載される)	
51		参院文教委員会で初めて公共建築に対する芸術の観点から質問される	
53		※長洲知事月例談話(文化の1%システム)	
54		※神奈川県文化行政推進本部設置	

I-1-b表 戦後学校施設整備行政の時代区分(7)

	年	昭和																																			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	
国の財政的施策		予算措置の時代							臨時措置法の時代					恒久法の時代																							
施設整備の補助基準面積		応急最低基準の時代							暫定最低基準の時代																												
長期計画																	第一次五ヶ年計画					第二次					第三次					第四次					小・中・高 3 校 3 カ

I-1-b表は、I-1-a表における公立学校施設整備の事項を、財政史的な側面、施設整備のための補助基準面積の側面、また長期施設整備計画の側面から大まかに区分したものである。

2 量的整備の時代

戦後の、学校施設に関する国庫補助（負担）制度を、最近の小中学校危険建物3年計画まで含めて考察した場合、基本的には学校施設の量の整備に重点が置かれていたとみてよいだろう。しかしながら、教育ができるかできないかという最低限度施設基準の補助という基本線では現在と変わらないものの、もう少し詳細に分析した場合、昭和28年の「公立学校施設費国庫負担法」「危険校舎改築促進臨時措置法」を境にして、それ以前の、臨時教育施設部、教育施設局（現在の助成課）を中心にした、6・3建築に対して相当補助すべきであるというパラダイムが練られた時期と、それ以後の、6・3建築や国の戦争責任に直接関係しない老朽化校舎の新築改築の補助等の、ある意味では今日の確立した国庫補助（負担）制度に連続する時期とに分けることができる。

そもそも戦前において多少の例外（明治14年男鹿半島地震、昭和19年鳥取地震、東海地震等の災害復旧費）はあったものの、設置者負担主義が貫かれていた学校施設整備行政に、補助金が交付されるようになったのは、次のような理由によるという。⁽⁸⁾

- ① 戦災による既存校舎の大量焼失は著しく、特に大都市の学校施設は潰滅的な被害を受け、戦災都市における学校施設の復旧の必要性は急を告げていたものの、財政的には極めて困難な状態であった。
- ② 学校教育法の施行により、義務教育年限が従来の6年から9年に延長され、いわゆる6・3制の発足による、大量の新制中学建物が必要となった。
- ③ 昭和21年以来の事変、戦争を通じての戦時経済の結果、資材補給の抑制、維持管理の欠除等、在来校舎の老朽化が急速に進行し、危険校舎が累増していく状態となっていた。
- ④ 戦争の影響により、戦後数年間は児童生徒の増加は極めて緩慢であったが、その後急速に児童

数が増加し、いわゆるベビーブームの波が学校にも及んできた。それに加えて、戦時中地方へ疎開していた人々の都市復帰に伴う社会的増加現象が生じ、都市の児童生徒が急増していった。

- ⑤ 戦後荒廃した国土に災害が多発し、特に西日本を襲った台風被害は学校施設にも大きな被害を与え、その復旧も容易でない状況であった。

結果的に、戦後の学校施設基準法制は、こうした国庫補助制度等の「省令及び財政基準を中心としたきわめて脆弱かつ不整合な法制のまま放置され、今日に至る学習環境の劣悪化に拍車をかけていくことになる」⁽⁹⁾わけだが、戦後の混乱した経済状況の中で、少しでも予算をつけようとする文部省内担当局の苦労は大変なものがあり、予算をつけるためのパラダイムが練られた。このパラダイムには、不完全ながら現在に示唆を与える前向きなものをみることができる。昭和25年から、「6・3制」「続6・3制」等文部省管理局を中心に次々出版された書物を見ると、現在の助成課の前身であるその当時施設課長の佐藤薫など新しい学校建築のあり方について激烈な文章を書いている。佐藤を中心として施設課では、その当時から「公立文教施設費の将来の方向は、国から補助金をもらって解決するのではない、新しい形態（公立文教施設案）」⁽¹¹⁾というようなものを考えていたといわれる。このような傾向は、文部省が戦後まもなく編集した「学校建築計画集」が参考にしていたといわれる、コネチカット州学校建築規則を訳す際に、その後学校施設設計のプロセスとしてほとんど考慮されないという結果に終わった「予備設計」の項目を全訳して強調していることからもうかがえるのである。⁽¹²⁾結果的に学校施設を戦前と変わらない画一的建築としてしまった一因となる国庫補助（負担）制度とは別に、常に新しいものを求めていこうとする、担当局の、その意味での教育機能重視の施設観は、その後の歴史の中に、モデルスクール指定、優秀施設校表彰⁽¹³⁾あるいは、学校施設設計指針等見ることができる。

昭和28年の臨時措置法の制定もこうした施設観の延長線上にあるものとして当然求められる方向ではあったが、⁽¹⁴⁾地方財政の逼迫という現実はともかく、その後、公立学校施設整備が国庫補助に多くを依存するというきっかけになったという意味で、米国教育使節団の指摘あるいは占領政策の方針であった地方分権制度の流れを著しく修正するものであった。

その後、災害の教訓から構造上の質的向上だけでなく、⁽¹⁵⁾補助基準面積の向上、⁽¹⁶⁾長期計画整備あるいは学級定員の減少等による学校施設の質的向上はあったものの、それらはすべて国庫補助（負担）制度におんぶした形で行なわれたものであり、各地域において、独創的な学校施設整備が行なわれることはほとんどなかった。国庫補助（負担）制度が実際に運用されて個々の学校を建設する地方行政レベルでは、予算の問題はいつそう深刻に影響し、新制中学校の設置基準を規則化したところでさえも、資金、資材を節約し、工事費を軽減することに主眼が置かれた場合が多いのである。⁽¹⁷⁾

3 質的整備の時代

2で述べたような、文部省担当局の質の高い学校施設を目ざそうとする学校施設観は、戦後まも

ない頃から存在したようであるが、量的な整備に追われてそれを実現することが不可能であった。それが学校施設に具現化し始めるのは量的な整備に追われることが少なくなった最近のことである。

特に、昭和55年度から始まった文部省を中心とした「学校施設の文化的環境づくりに関する調査研究」、さらには昭和57年1月の「豊かな心を育てる施策推進会議」の設置、昭和57年4月から始まった「豊かな心を育てる施策推進モデル市町村の指定」等の国の試行は、従来の、教育論としてよりも財政的な側面からの規定が強く作用しやすい画一的な学校施設づくりから、教育論的立場にたつたゆとりある個性的な施設づくりを志向していくものとして、相応の評価が可能であり、また現在、オープンプランスクール等を作りやすいような面積基準が上程されているとも聞く。

一方、地方行政レベルでは「文化行政という新たな分野が開拓されつつある」⁽¹⁸⁾中で、例えば、神奈川県「文化のための1%システム」⁽¹⁹⁾等は、財源措置も付与された施策として、学校施設整備を質への整備に転換するために大きな影響力を持っているだけでなく、各地域によって独創的な学校施設整備が行なわれるきっかけになることを期待できる。

ひとつの学校をつくるということは、それだけで多額の費用を要し、財政的制約を受けやすいだけでなく、都市部では校地にも制約を受けやすい。そうした状況下で国庫補助（負担）制度に多くを依存していることの意味は大きいのである。単に学校教育の為の器をつくれればいいというだけでなく、子ども、教師、教委あるいは地域住民の協力のもとに、教育活動と有機的関連を持った施設を作る必要がある。それは、戦後直後から目ざされてきたこと⁽²⁰⁾であり、量的整備に追われることの少なくなった今こそ真価を問われるべきであろう。特に、学校施設の耐久年数が延びている今日、教育関係者、建築関係者がじっくり話しあえる場を設けて、教育の将来に視点を置いた、また時には各学校の個性を生かせる、様々な可能性を有する学校づくりをする必要があると思われる。

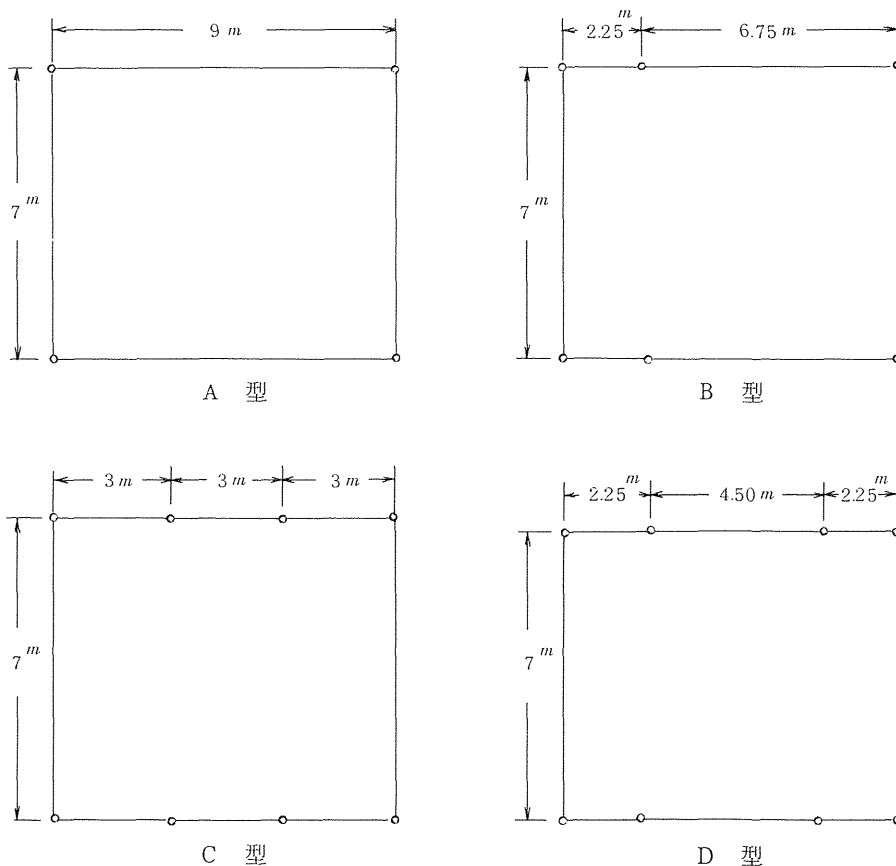
II 学校建築学⁽²¹⁾における理論面の蓄積と実際

1 学校施設⁽²²⁾の具体的なあり方についての建築分野の研究

建築家が直接学校建築の設計に携わることになったのは、大正時代にRC造学校建築が初めて建設された時にさかのぼるようであるが、建築学会では、戦後、文部省の委嘱を受ける形で、何度か学校建築の規格作成や標準設計プランの作成等を行なっている。ただ昭和22年、24年の建築規格など戦前の規格と変わらないもので、「日本では戦争を転機として、建築デザインの革命は、住宅のプランニングを除いてはほとんど起こらなかった」と批判されたこともあるが、その後の試行（研究及び実際の設計）⁽²³⁾の過程で、定型教室からの脱皮を図るために構造のみを示した標準や非片廊下のプランなどが考え出された。

学校施設の建築学的な発展の基礎が作られたのは、昭和24年からの「鉄筋コンクリート造学校建築標準設計に関する委員会」による研究、また昭和29年からの「鉄骨校舎小委員会」による研究およびその成果としての標準設計（案）－S25、S37－であろう。

前者においては、教室のユニットプランとして、4つのタイプが採用されたとある。(Ⅱ-1-a 図)⁽²⁴⁾。新宿の西戸山小学校は、このうちA型のプランを使用して建設された。これらは、構造計



Ⅱ-1-a 図

算書付きの構造設計図と矩計図付きの設計図が作成され、これをそのまま採用すれば新たに構造計算や設計図をひく必要はないという至れり尽くせりのものであった。

前者が従来の「片側廊下型校舎」をそのまま踏襲しているのに対して、後者では、「既存の校舎建築を単に鉄骨構造に置きかえるような安易な拙速主義を排し、新しい学校建築の望ましい姿を根本的に追求」⁽²⁵⁾し、具体的に新しいプロトタイプや数多くのユニットプランが追求された。目黒の宮前小学校は、このモデルスクールとして建設された。

特に後者における研究を通じて「学校建築計画の研究も飛躍的に発展」⁽²⁶⁾したといわれるが、前者ほど教育現場に普及しなかった。その理由として、建築サイドの見方としては、「わが国のような災害国では、鉄筋造より鉄筋コンクリート造の方が、災害に対して信頼度が高いとみなされていること」⁽²⁷⁾、また「ローコストにとらわれすぎ質の低下をもたらした点」⁽²⁷⁾等あげられている。しかし、

それ以上に教育サイドの学校施設整備に対する体質とでもいうべき理由があげられるのではないだろうか。ひとつには、国庫補助事業には建設にかかわる事務費はとりあげられるが、基本計画の為の費用及び設計費が計上されない為に、懇切にいいにモデル設計図が付されている前者を利用することで、学校建築にとって一番大切な過程ともいえる、基本計画、基本設計を合理的に省略することができる点であり、ひとつには、公教育体制下における平等主義的施設観とでもいうべき点である。特に後者の平等主義的観点は、現在においてもいえるのであるが、具体的に行政レベルでは、同じ市町村、同じ都道府県内で特別な学校をつくることは、公的資金を分配する上で許されないといい観点であり、各学校レベルでは、転出、転入等教員の移動を考慮した上で、転入してきた教員がなじめない学校では困るといふ観点とつながるのである。現公教育体制下では仕方なしとすべき点もあるが、逆にこのような施設観が教育活動そのものの質の低下を招く誘因となっているのではないだろうか、吟味する必要がある。

昭和30年代に入ると、文部省内の研究會では、小・中学校、普通教室の研究だけでなく、特別教室の研究、特殊教育施設等の研究⁽²⁸⁾が行なわれるようになり、建築学会等においても学校建築に関する研究が盛んになり、実際に行なわれている教育機能、生活機能の分析を中心としながらも、ブロックプランの研究や住宅用地との関連で学校施設を把握する研究等⁽²⁹⁾が行なわれるようになる。特に、鉄骨校舎委員会による研究で示されたような、教育の可能性（未来性）を考慮した学校施設の柔軟性を志向する姿勢⁽³⁰⁾は、40年代になっていっそう顕著になり、ティームティーチングの研究、オープン型教育施設の研究等⁽³¹⁾が行なわれている。千里ニュータウン計画では、幼・小低学年と高学年の分離等、建築家がイニシアチブをとって教育改革構想も練られたのであるが、それは「教育の根本にかかわる『教育計画』の提案ではなく、住民の建設計画とかかわる提案⁽³²⁾」であったところに限界があった。

最近の研究傾向としては、建築学会の学校建築に関する委員会に対するテーマ委託者を分類した限りにおいて、文部省が標準設計を作成するための研究だけでなく、各地域ごとの実状にあわせた学校施設研究が行なわれ始めた点⁽³³⁾と、学校建築の工期短縮や建設の合理化をめざすGSKシステムに代表されるようなシステムの研究が行なわれるようになった点⁽³⁴⁾をあげることができる。

2 建築計画学の発展

学校施設研究にとって建築計画学が果たした役割は大きかった。戦後の建築計画学は、当初、庶民住宅の住まい方の研究から始められたが、学校、幼稚園、病院、図書館と拡大していく。（Ⅱ-2-a表⁽³⁵⁾）

特に、戦後、建築計画学が発展した土壌には、統計学の発展があるといわれる。戦後の建築計画学の基礎を作ったひとりである吉武は、次のように述べている。⁽³⁶⁾

「計画の研究は、＜設計された結果としての建物が使用に際し、どの様に役立っているか＞を問

II-2-a表 建築計画関係研究課題一覧

年	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	計
総 計	11	7	19	10	17	25	37	28	28	41	36	46	62	50	59	476
寸 法 (動作)					2			1	2	1	1	1		1	1	10
規 模	1	1	2	2		5	6	2	2	3	2	5	2	1	1	35
モ ジ ュ ー ル			2						1	8	11	5	4			31
都 市 住 宅	3	4	3	1	5	8	10	8	8	5	6	4	13	3	9	90
農 村 住 宅 (民家)	4	1	11	4	5	7	11	4	5	5	5	4	4	4	2	76
幼 稚 園				1			1		1	2	1	1				7
小 ・ 中 学 校					4	2	3	3		1	3	3	4		2	25
病 院			1			1	1	5	5	5	1	4	2	2	2	29
図 書 館 ・ 集 会						1	3	1	1		1		1		1	9
福 祉 施 設													5	6	3	14
工 場													1	1	3	5
駐 車 場													1			1
レ ク リ エ ー シ ョ ン														1		1
地 域 施 設 利 用	1			1				1	1	7	4	7	10	9	11	52
空 間 論												1				1
ビ ル デ ィ ン グ エ レ メ ン ト												8	8	10	8	34
設 計 技 術													2	4		6
コ ス ト 分 析															4	4
人 間 工 学														3	4	7
そ の 他	2	7		1	1	1	2	3	2	4	1	3	5	5	8	39

題とし、㉔(対象的条件)、㉕(空間の相互制約関係)等現状に関する断片的資料から、総合的判断を得て㉖(Aに対応した空間構成)、㉗(使用システム)に達し、別に各段階に於ける㉘(計画的試行)を求めるのが目標で、社会の発展とともに建物の使用価値を加速度的に豊かにし得る資料を提供していくのが目的である。」

また、現代の学校建築研究の第一人者である長倉は、昭和39年(1964年)に「公立小中学校の設計計画に関する研究」という論文を著わしているが、その目次をみると次のようになっている。⁽³⁷⁾

第一部

- 1 人口動態からみた公立小中学校の計画性
- 2 一クラスあたり児童生徒数
- 3 教職員の数と構成について
- 4 児童生徒数とクラス数からみた規模計画
- 5 運営方式からみた計画性

第二部

- 10 クラスルーム設計計画
- 11 校地の使われ方からみた設計計画
- 12 校舎の面積規模
- 13 学校校舎の設計

これらをみてもわかるように、各学校の使われ方調査の結果を統計学的に処理することを基礎にしながら、教育機能、学校生活の把握において、それらを機能的に把握していこうという姿勢をみることができる。

建築計画学の研究は、その理論的蓄積によって、現在オープンプランスクールなどの学校で主導的な役割を担っている。統計学という手法を用いて、教育現象を機能的にとらえようとする志向は、現代科学の一般的傾向ともとらえられるが、教育という作用が非常に広い意味の「働きかけ」作用である点を考慮すれば、広義の「働きかけ」作用に含まれる、従来から重視されてきた教育作用における（表面的行動に表われない）静態のプロセスまでダイナミックに把握しきれないという制約がある。また使われ方調査などは、データの蓄積により施設の今後の発展的（合理的）活用貢献する側面も多分に有するが、基本的に「説明科学」の分野であるという制約も受けやすい。しかしながら、従来教育における研究が、静態のプロセス重視の傾向が強かったことを考えれば、建築計画学におけるこうした手法にも参考にすべき点が多いし、何よりも「学校における生活活動の主体は学童である」と明確に焦点化し、一貫した研究姿勢を保っていることを学ぶ必要があるのではないだろうか。

III 学校施設の、教育に与えた役割についての若干の考察

1 戦後まもなくつくられたモデルスクールのケース

昭和25年の「鉄筋コンクリート造校舎の標準設計」及び昭和37年の「鉄骨造校舎の構造設計標準」（及びその作成の為の調査研究）は、戦後の学校施設研究発展のさきがけとなったといわれる。実際にこれらの設計によってつくられた学校施設は、当時の教育活動にどのような影響を与えたのだろうか。当時、モデルスクールに指定されたA小学校、B小学校の場合を例にして、若干の考察を試みる。

A小学校の場合、他の小学校と比べて、廊下が広くスペースがゆったりとしている、プレイルームが中央にある等の特徴は有していたものの、「一文字型の片廊下型教室」という点では、従来の学校施設と変わらなかった。当時、A小学校で書かれた書物には施設について次のように書かれている。

「本校は、文部省の建築モデルスクールとして建設されたが、それは『いれもの』だけのモデルスクールでしかなかった。もちろん黒板や机や椅子はあったが、それは近代学校では『いれもの』

である。『なかみ』としてはわずか全校受信施設があったにすぎない。」

何らの教具も備品もない学校環境の中で、新宿区視聴覚ライブラリー、NHKの放送を利用した教育活動や、自分達の手で図書館を作ろうという運動がなされたことが記されている。現在の校長先生の話によれば、当時のこうした熱意が現在の、教育研究に熱心な（特に特別活動）A小学校の校風（教育風土）に繋がっているとのことである。

これらの点において考察すると、直接的に学校施設が教育活動に与えた影響力はほとんどないといえることができる。昭和24年につくられた学校施設のモデル案は、従来の片側廊下型校舎の踏襲にすぎず、鉄筋コンクリートという構造上の特徴を有していたものの、戦後の新教育には、どれほどの影響も有しなかった。しかしながら、校長先生の話から、間接的には、学校施設は教育活動に次のような影響力を持っていたと考えることができる。そもそもA小学校付近は、戦後バラック建ての簡易住宅が多くあったところで、当時の区長の、文部省への強い働きかけもあって、モデルスクールとして開校した当時としては、焼野原に鉄筋コンクリート造校舎ということで「白い殿堂」のように見えたそうである。戦後の鉄筋コンクリート造建築モデルスクール1号であるという施設は、当時の区長、教師達が新しい教育を目ざそうとする理念を象徴したものだつたとみることができる。現在、子ども・教師達はそうした伝統の重みを感じる人が多いと聞くが、いいかえれば、この学校施設は子どもや教師の行動に影響を与える空気を醸成する具体物としての役割を持ったと結論することができるのではないだろうか。日本人は、こうした空気によって影響されやすいという指摘もあるが、⁽⁴¹⁾この学校において、学校施設はまさに広い意味での潜在カリキュラムとしての機能を有していたとみることができよう。

B小学校は、鉄骨造校舎におけるモデル設計第一号であり、次のような施設の特徴を有する。「校舎は段丘の上下にわたって配置され、地形を生かしてつくられている。校庭は校舎の北側にあり、校庭の歓声などが教室のさまたげにならないようになっている。通路と教室の間に前室を設け、雑音が教室にとどかぬようになっている。教室は独立して他の影響を受けないようになっている反面、他学級との交流がしにくい。低学年校舎と高学年校舎を分離し、遊び場も別である。高台にある広々とした学級園学校園、斜面や高台におい繋る木々、楽しく遊べる小高い丘・笹山など恵まれた自然環境を持っている。⁽⁴²⁾」この学校の施設は、当時、除々に蓄積されつつあった学校施設理論の成果を生かしてつくられ、引用文にもみられるように、学校の地形を生かした機能的設計、両面採光を可能にし、教室サイズの自由度が得られるバッテリータイプの採用、低学年・高学年の生活圈分離のための「高低分離」等の特徴がみられる。ただし、学級の独立性が追求されるあまり、他学級との交流がしにくいとの不満もあつたようである。（これは、見方によっては、当時の学校施設研究が教育の状況を忠実に反映することを重視していたための欠点とみられることでもある）。

当時の教育活動の資料が残っていなかったので考察には限界があるが、⁽⁴³⁾校長先生の話によると、⁽⁴³⁾当時から、教育環境の中でも自然環境の教育活動に与えた影響力は大きかったという。当時の校

(44)
長先生の談話によると、現在の恵まれた自然環境は、(広い敷地があつたのはもちろんだが—()は筆者—)PTAによる植木などの持ちよりにより作られたとある。現在のB小学校の教育活動のひとつの特徴が、恵まれた自然環境を利用した「みどりの時間」であることを考えると、A小学校同様、学校施設そのものが教育活動に直接影響を与えたのではなく、子ども・教師・住民の一体となった環境づくりこそ重要であつたといふことができる。ただ、B小学校が新築計画をする際、教師がモデルスクールとして建てられた施設を良い基準として考慮していたという話から考察してもわかるようにA小学校のように、単にいれものとして学校施設が使用されていただけでなく「地形・校舎のつくり・自然環境・一人当りの校地面積の広さなど、本校の特色(学校施設上の長所とそれに対する子ども・教師・住民の協力)を十分に生かして—()は筆者—」⁽⁴²⁾、教育活動が行なわれたといふべきであろう。

2 オープンプランスクールの⁽⁴⁵⁾ケース

第1節で実例として提示したA小、B小の場合に比べて、現在各地に建設されつつあるオープンプランスクールの場合は、学校施設が教育活動に直接影響を与えていることが多い。

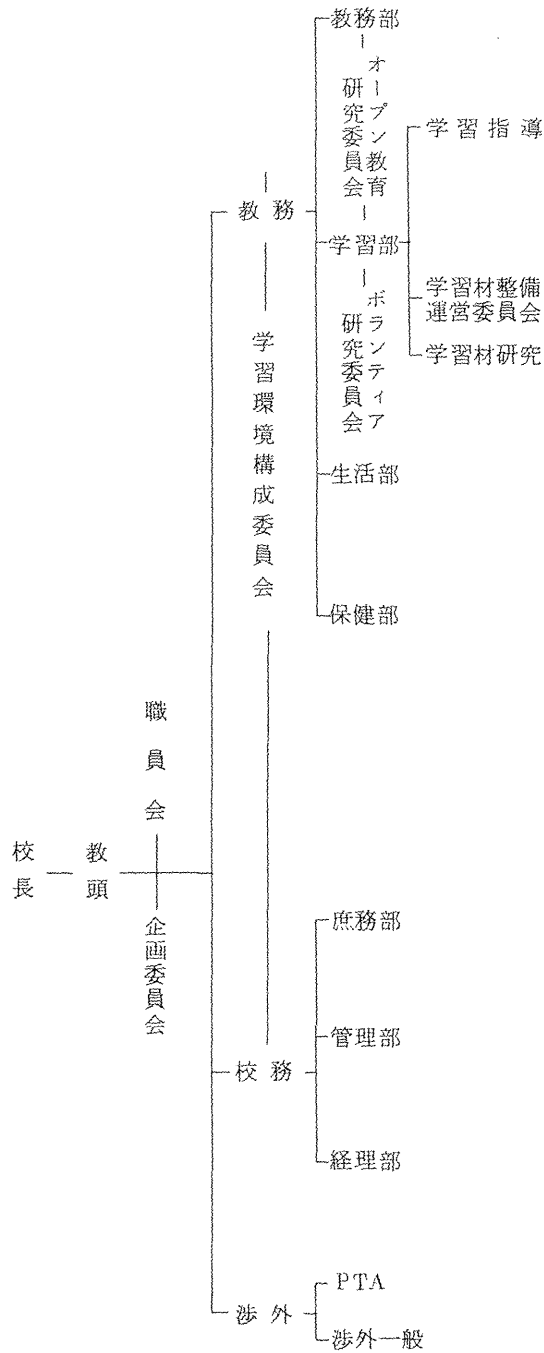
C小学校は、昭和52年に児童数の増加と木造校舎の老朽化を機に全面改築が行なわれ、オープンスペースを持った学校に生まれかわつた。現在、行なわれている教育活動の特徴としては、「基礎的、技術的内容を徹底して定着させるための学習形態であるはげみ学習、マスターラーニングあるいはT・Tなどの集団学習、一定の制御のもとに自学をすすめる複数教科同時進行の単元内自由度による週間プログラム、低学年ブロックでは、生活体験に根ざした、高学年ブロックではいくつかの教科・領域を総合して年間一貫したテーマを追求する総合学習、3年生以上の子ども達が自分の計画に従つて学習をすすめるオープンタイム、その他集団活動」⁽⁴⁶⁾等があげられる。また、学校運営組織は次のようになっており、他の学校と比べ、オープン教育研究委員会、ボランティア研究委員会、学習材整備運営委員会等に特徴をもつ。(III-2-a表)⁽⁴⁷⁾

他のオープンプランスクールでも同じことがいえるが、C小学校の場合もオープン建築がきっかけとなつて、教育方法、教育課程あるいは子どもに対する見方そのものが改めて問われた。オープン建築を使用し始めた時の状況が次のように書かれている。⁽⁴⁸⁾

「…しかし、喜びに満ち、落ち着きを欠いたこの子どもたちに、新しい校舎でどう学習させ、どう生活させたらよいか困惑した。一週間たち、二週間たつても子ども達は落ち着くどころか、これまで経験したこともないこの広いスペースを縦横無尽に駆け回るありさまだつたからである。…しかし、このゼロからの出発が結果的には教師を大きく変えた。押しつけられた先入観を持たず、現実から何かをつかみとろうとするために、日常の教育活動をもう一度原則的なところにたちかえて見直そうとする気運がめばえはじめてきたのである。」

はげみ学習や週間プログラム等の教育的戦略は、その後の教師達の研鑽^{さん}のたまものとしても、改

III-2-a表



めて従来の（広義の）教育方法を見直し、新しい教育方法を考察するきっかけとなったのはオープンプランという新しい学校施設様式であるといえることができる。従来の学校施設は、ある意味で学校の教育活動のあり方を規定してしまう要因が強かった、といえよう。片側廊下しかり、バッテリー型もしかりであった。オープンプランスクールの場合には、施設利用に柔軟性が求められるゆえに、教育現場では、改めて教育活動のあり方を見直す契機になっているようである。オープンプランスクールの出現は、ひとつの見方としては、学校施設研究が従来学校施設研究で行われてきた教育の現状分析をふまえて（超えて）、不確定な将来の教育に視点をあわせた結果とみることができる。ただこの場合教育が常に将来をみつめるべきものであることはもちろんであるが、建築サイドでは、従来行なわれてきた教育の現状分析の質が改めて問われるべきであろうし、教育サイドでは、近視眼的に子どもを見ることに気をつけながらも、今までの教育活動の長所を生かしながら、子どもの個性化という課題に臨む姿勢が大切であろう。

お わ り に

戦後、物資が不足していた時代につくられたモデルスクールの実例と、最近つくられつつあるオープンプランスクールの実例から、学校施設の教育的意義を考察すると、時期はそれぞれ異なるが、現在における学校施設のあり方を研究する上で重要な示唆を受ける。当然のことであるが、ひとつは、どんなにすばらしい建物を作っても子ども、教師、地域住民一体となった環境づくりがなければ、それは生きたものにならないということであり、もうひとつは、従来の学校施設（様式）自体ひとつの思想を持っており、現在できつつあるオープンプランスクールは、柔軟性という意味で、従来のような思想を持っていないところに、新たな変革思想を持っているのだという観点である。前者の重要性については、戦前から教師を含めた学校現場に言われつづけたことであるのに対して、特に後者において、「学校をどのように使用していいかわからない」「喜びにみち、落ち着きを失った子どもたちをどう学習させ、どう生活させたらいいかわからない」という新しい学校施設によってもたらされた、一種の混乱といってもいい状況の中に、子どもに対する新しい視点と、今日的意味での学校施設研究の端初がみいだせるのではないだろうか。もちろん、オープン建築を採用する以前から個別化教育を積極的に研究しており、従来の片廊下型学校施設では個別化教育が達成できないという強い教育側からの要求から、オープン建築が採用されたというプロセスを経た学校もあるわけであり、その点で個別化、個性化という教育活動の意味を問うことにも関連する。稿を新にして、もう少し具体的に学校施設が子どもに与える潜在カリキュラムとしての意味を考えていきたい。

<注及び引用文献・参考文献>

- (1) 中留武昭「教育経営論研究の系譜」日本教育経営学会紀要第25号 1983
- (2) 永井憲一「教育権保障のための『教育条件整備理論の今日的重要性』」日本教育法学会年報第8号 1979
- (3) 現在、O・Sの導入が校務分掌や教授組織などの学校の組織のあり方にインパクトを与えている例をみることができるが、戦後まもない頃でも、中学校社会科コアカリキュラムや中学校の運営様式に大きな影響を与えたという記録が残っている。例えば、千葉県教育100年史第5巻「中学校社会科教育の実態調査S24」、新潟県教育百年史昭和後期編「新潟市立白山中学校、創設当初の労苦」等
- (4) 長沢悟ら調査 1980年度 日本建築学会関東支部研究報告集
- (5) 財産の取得についての議案の作成において、都道府県知事又は市町村長は教育委員会の意見を聞かなければならないことになっているが（地教法29条）、校長は実際上は、教育委員会から意見を求められその準備行為に参画することになる。

安達建二，高石邦男共著「新版校長の職務と責任」第一公報社 1980 参考

(6) 長倉，長沢，上野ら著 新建築学大系29「学校の設計」P 28～29 彰国社 1983

(7) a， b表を作成するにあたり，主に参考にした文献は次のようなものである。

- GA ガラス80， 6 「戦後の学校建築」
- 日本教育年鑑 '82 日本教育年鑑刊行委員会 ぎょうせい 1982
- 新建築学大系23 「建築計画」P 45～86 彰国社 1982
- 新建築学大系29 「学校の設計」P 18～40 彰国社 1983
- 菅野誠「日本学校建築史」 文教ニュース社 1973
- 長倉康彦「開かれた学校」 NHKブックス 1973
- 「戦後の学校建築」施設月報No 100 文部省 1977
- 「公立学校施設整備の歴史を顧みて1」施設月報No 108 文部省 1980
- 「 “ ” 2 ” ” 110 ” ”
- 「産業教育振興法解説」職業教育法制定推進委員会編 文教書院 1951
- 「神奈川の教育 — 戦後30年のあゆみ」 神奈川県教育委員会
- 文部省管理局教育施設部「学校建築技術講習会テキスト」 1966 年度
- 長倉康彦「公立小中学校の設計計画に関する研究」 1964
- 佐々木宏「建築昭和史」 新建築社 1977
- 「千里丘陵住宅地区と教育施設」 教育施設 1967，1 構造出版
- 「宮前小学校」 建築文化 1958 VoL 13 No12

特に，①の区分については，

- 「公立学校施設整備の歴史を顧りみて1」施設月報No108 文部省 1980
- 「 “ ” 2 ” ” 110 ” ”
- 日本教育年鑑刊行委員会「日本教育年鑑'82 10章学校施設」 ぎょうせい 1982
- 「教育財政」戦後日本の教育改革4に所収 海後宗臣，市川昭午鑑修 1972 を参考にした。

また，実際に建てられた学校は小学校を対象とし，エポック的な価値を有すると思われるものをあげた。（具体的には，「SD」鹿島研究所出版会，「日経アーキテクチュア」日経マグローヒル社等を参考にした）

(8) 施設月報No 100 P 77 文部省 1977

(9) 喜多明人「学校環境と子どもの発見」P 80 エイデル研究所 1983

(10) 佐藤薫「6・3制」教育弘報社 1951

この著の中で，その当時の「教育は教師であって施設は二の次だ」という批判に対して，「如何に優秀な教師ばかり揃ったところで施設を軽視あるいは無視しては現代の新教育はありえない」と反論している。

(11) 施設月報No 108 P 5～6 文部省 1980

(12) コネチカット州学校建築規則(1941年版)P4 文部省管理局施設部指導課訳

「第2章 建築計画の処理執行

G 予備設計…予備設計は建築計画の展開途上、最も重要な段階である…」とある。

(13) 優秀施設校は、モデルスクールとは別に各都道府県の推薦に基づいて行なわれるもので、例えば新潟の中学校の場合

- ・公立中で校地が一人当たり6坪
- ・構造や施設が教育上、保健衛生上安全であること
- ・一般校舎が生徒ひとりあたり1.26坪以上で、構造または屋内運動場があること
- ・建設施行にPTA、地方民の強い協力を得ること

という基準があった(新潟県教育百年史P142～1976)。財政的にかなり逼迫していた市町村・都道府県はともかく、モデル校等に補助がついたことにより、施設のレベルがあがることもあったようである。

(14) 当時の助成課長赤石清悦氏の談話の中に「法律の根拠が無いといつも大蔵省のいいなりになってしまうから、この際法律をつくりたい」とある。施設月報No108 P11

(15) 応急最低基準(小・中学生ひとりあたり)0.7坪の根拠(佐藤 前掲書による)

$(20\text{坪教室} + \text{廊下, 便所, 管理関係に絶対必要なもの}15\text{坪}) \div 50\text{人(一学級平均収容生徒数)}$

暫定基準(中学校生徒ひとりあたり)1.08坪の根拠(施設月報No 108 P14)

応急最低基準 $0.7\text{坪} + \text{一般管理室}0.2\text{坪} + \text{産業教育振興法等による施設面積}0.36 / 2$

その後、基準面積は市町村のプール計算からクラス当たりで示されることにより次第に改善されてきた。

(16) 長期計画における、それぞれの施設目標は次のようである。

- ・第一次5カ年計画 '59～'63 すし詰教室の解消，統合学校校舎等の整備，危険建物の改築(全体計画1194.6万㎡)
- ・第二次5カ年計画 '64～'68 さらに小学校屋内運動場を国庫負担の対象，特別教室の整備(1385.8万㎡)
- ・第三次5カ年計画 '69～'73 児童生徒急増地域の不足教室の解消，過疎地域における公立学校の整備(1650万㎡)
- ・第四次5カ年計画 '74～'78 不足教室プレハブ校舎の解消，危険建物の解消(2728万㎡)
- ・小中学校危険建物解消3ヶ年計画 '78～'80 危険建物の改築促進(改築対象基準の緩和措置)(653万㎡) 日本教育年鑑'82 参照

(17) 戦後直後、6・3制建築の整備が進んでいたといわれる静岡県でも「建てることが精一杯」
「フィンガープランが多い」という状況であった。

「静岡県6・3制建築史」静岡県教育委員会 1952

(18) 小松郁夫「教育行政研究における文化行政論の意義と課題」序 東京電機大学理工学部紀要
1983, 6

(19) 長洲知事 月例談話 「教育月報 355号 1978,11,1, 神奈川県教育戦後30年のあゆみに所収
「文化のための1%システム

今後県が建設する公共建築物建築費の1%を建物の美的整備、文化的意味の為に上乗せしよう
3つの願い ①高校をはじめ公共建築物を個性あるものとして、地域のみんにに親しまれるもの
にしたい、②公共建築物は、21世紀に生きる子や孫への贈り物であり、貴重な文化遺産となる
ようにすること、③これらを一つの契機に、広く県民の間に文化と美への欲求運動が高まり、名
実ともに「教養と文化の先進県神奈川」への着実な歩みを強めること。

(20) 例えば「小学校経営の手引き」文部省 1949 P131 では、詳しくは「学校設置基準法」で決
められるであろう（結局、小中学校では制定されなかった）としながら、校長や指導主事として
小学校の建物や設備について考える場合、次のような着眼が必要であるとしている。

1. 校舎の位置の選定
2. 学校の教育組織や教育計画との関係から
3. 社会に対する奉仕的施設としての立場から
4. 現存の校舎や施設の改善利用の点から
5. 現存施設の最大限の利用と維持管理

(21) 学校建築学という独自の領域をもった学問は存在しないが、ここでは建築計画学の中での学校
に関する建築計画研究という意味である。

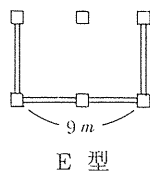
(22) 建築計画学における研究では、学校に関する研究といった場合、校舎だけでなく、校地、運動
場の規模、机、いす等の校具の研究まで含まれる。

ただし、筆者が一連の拙論及び本稿Ⅰ、Ⅲでいう学校施設とは主に校舎のことである。

※拙稿「学校施設基本計画作成プロセスへの教師参加の問題」学校経営研究第8巻 P37 大塚学
校経営研究会 1983, 4

(23) 佐々木宏「建築昭和史」P106 新建築社 1977

(24) 文部省管理局教育施設部「学校建築技術講習会テキスト」1966年度 P3より転用



その後、長手方向を2スパンに分割するタイプが追加されたが「もっ
ともよくないとされたE型が全国的に多用され、今ではこの型だけが使
われているという状況」になった（長倉康彦「開かれた学校」P36

NHK ブックス 1973

- (25) 同上 P 5
- (26) 菅野誠「学校建築のあゆみ下」 公共建築 1978, 6 No 79 P 62 に所収
- (27) 「学校建築技術講習会テキスト」 P 6
- (28) 27年頃より30年以降まで中等教育施設基準研究会で行なわれた, 特別教室の研究
 学校施設基準規格調査会にて行なわれた, 特殊教育の施設研究(その成果として, 文部省管理局教育施設部「特殊教育の施設」1961がある)
 38～41年研究協力者会議にて行なわれた, 幼稚園施設の研究 等
- (29) 日本建築学会の研究報告では, 昭和28年度に吉武泰水, 青木正夫らを中心として「小中学校のブロックプラン」について研究報告が行なわれているが, 建築学会の論文集では, 昭和35年に青木らを中心に「小学校のブロックプランに関する研究」が発表されている。
 また, 建築学会論文集に団地開発にともなう学校施設の問題がとりあげられるのは, 昭和33年度である。(石原舜介「団地開発にともなう学校施設問題」)
- (30) 日本建築学会「学校建築設計」P 2 1959 「学校建築わけても教育空間の機能ならびに構成をこれまでの研究著積を基礎として根本的に再検討する」
- (31) 日本建築学会大会学術講演便概集
 昭和47年度大串不二雄ら「わが国の小学校におけるティームティーチングの実情に関する考察」
 昭和48年度谷口汎邦ら「オープン型教育施設の平面構成」等
- (32) 前田尚美「学校建築としての諸問題について」千里丘陵住宅地区と教育施設 P 13 教育施設 No 7 1961, 1 構造出版に所収
- (33) 56年度 埼玉県 委託テーマ「大規模統合選択制高校」
 57年度 “ 「余暇活動センター」
 57～58年度 東京都 「目黒区宮前小」
 57～58年度 香川県 「香川県立高松高校」 等
- (34) 家具の規格化においても, 昭和47年以降は「家具と建築との結び付きが緊密になって両者を含む総合的な立場から家具の性能が決められるようになった。」文部省「学校用家具」P 14 1981
- (35) 「建築雑誌」VoL 1 80 No948 1964 浦良一ら作成
- (36) 吉武泰水「計画の研究について」1952年度 建築学会関東支部研究発表
- (37) 建築学会図書館所有のもの参照
- (38) 「学校建築計画発達史」日本建築学会関東支部研究委員会建築計画研究会資料に所収
 吉武は, 昭和23年にこれからの学校建築計画に基本とすべき諸点を4つあげている。
 1. 学校における生活活動の主体は学童であり, その生活過程, 学習活動の分析が必要である。
 2. 各種学習活動の多様性に対応した施設のあり方でなければならぬ

3. 年齢に応じた教室の環境をあたえる

4. 教室の配列構成の重要性をとり上げそれが学校建築計画の基本になる

(39) A小学校, 校長先生とのインタビュー式調査及び学校観察より 1983, 12, 12

(40) A小学校「教科外活動のカリキュラムの構成と展開」ハ 施設と活動 1952

(41) 山本七平「空気の研究」文芸春秋社 1977

(42) B小学校「よろこびのある学校生活」1980 P10 本校の特色

(43) B小学校, 校長先生とのインタビュー式調査 1983, 12, 7

(44) B小学校 10周年記念集 P14～17 1968

(45) オープンプランスタイルの施設的定義については,

拙稿「学校施設基本計画作成プロセスへの教師参加の課題」(学校経営研究第8巻P37に所収
1983)

(46) C小学校 83年度版学校要覧による

(47) " " 学校管理案による

(48) " 「個性化教育へのアプローチ」P19 明治図書 1983

※ IIを執筆するにあたって次の資料を用いた

• 日本建築学会「建築雑誌」

• " " 計画系支部発表論文集

• 学校建築に関する委員会委託一覧表(S 28～S 58)

• 文部省内の研究(S 22～S 51)

• 建築学会発表論文における学校建築に関する調査研究一覧

(論文報告集(S 11～S 51)) 東京都立大学長倉研究室
(大会発表論文(S 40～S 51)) 東京工業大学谷口研究室 作成
(支部発表論文(S 24～S 51))

なお, これらの資料の多くは, 東京大学の長沢先生に提供していただいた。